

(平成25年8月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社で資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録されているが、資格喪失日以降もA社で継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたのに、加入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和47年8月1日から62年12月31日まで確認できる上、複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時にA社で勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時も同社において継続して勤務していたと認められる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間

の保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立期間当時に同社に勤務していた同僚から提出された申立期間の前後（昭和48年11月分及び49年1月分）に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社で資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録されているが、資格喪失日以降もA社で継続して勤務しており、加入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社が保管する申立人に係る人事カードにより、申立人は、昭和46年7月1日にB社からA社に異動し、申立期間を含む50年5月31日まで継続して勤務していることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間の保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立期間当時に同社に勤務していた同僚から提出された申立期間の前後（昭和48年11月分

及び49年1月分)に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

沖縄厚生年金 事案 493

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社で資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録されているが、資格喪失日以降もA社で継続して勤務しており、加入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和47年8月1日から52年10月3日まで確認できる上、複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時にA社で勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時も同社において継続して勤務していたと認められる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間の保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立期間当時に同

社に勤務していた同僚から提出された申立期間の前後（昭和 48 年 11 月分及び 49 年 1 月分）に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、上述のとおり、A社は昭和 48 年 12 月 31 日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、45 年 1 月 9 日の会社設立から平成 18 年 9 月 30 日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が 20 人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 48 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月及び同年5月

昭和45年4月及び同年5月の国民年金保険料が未納となっている。納付書の発行はA市役所かB市役所かはっきりとしないが、同年6月頃にB市役所構内の金融機関で一括納付したような気がするので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「納付書の発行はA市役所かB市役所かはっきりとしないが、昭和45年6月頃にB市役所構内の金融機関で一括納付したような気がする。」と述べているところ、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る国民年金の資格取得に関する届及び沖縄特別措置対象者該当申出書が、平成3年12月26日、同市に提出されていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の同記号番号の被保険者資格取得日から同年12月以降に払い出されたと推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

なお、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、申立期間当時、B市に住所が定められていることが確認できる。

また、申立人は、上記のとおり、申立期間の国民年金保険料について、「昭和45年6月頃、B市役所の構内にある金融機関で一括納付したような気がする。」と述べているものの、申立期間当時における国民年金の加入手続等については記憶が明確ではなく、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。